

## モーターボート競走法

### 1. 案内情報

- 手続名 : モーターボート競走会の役員を選任及び解任の許可  
手続根拠 : モーターボート競走法第21条第3項  
手続対象者 : モーターボート競走会  
提出時期 : 役員を選任または解任しようとするとき  
提出方法 : モーターボート競走法施行規則第16条の届出書等を  
所轄地方運輸局へ提出してください  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 正本1通及び副本2通  
申請書様式 : 提出先にお問い合わせください  
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 関東運輸局船舶部監理課 045 - 211 - 7222  
中部運輸局船舶部監理課 052 - 952 - 8019  
近畿運輸局船舶部監理課 06 - 6949 - 6423  
神戸海運監理部船舶部監理課 078 - 321 - 3147  
中国運輸局船舶部監理課 082 - 228 - 8794  
四国運輸局船舶部監理課 087 - 825 - 1186  
九州運輸局船舶部監理課 093 - 332 - 8084

受付時間 : 提出先にお問い合わせください。

相談窓口 : 提出先と同じ

### 3. 手続情報

審査基準 : 国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する事務  
取り扱い要領

標準処理期間 : 2週

不服申立方法 : 行政不服審査法による